

## 京都市修学旅行実態調査 実施業務 応募要領

京都を訪れる修学旅行生の実態調査実施業務について、公募型プロポーザル方式により、業務受託候補者の選定を行うため、次のとおり公募を行う。

### 1 事業の趣旨

京都市は、かねてから修学旅行の定番の行き先であり、令和5年には約81万人、令和6年には75万人もの多くの修学旅行生が訪れた。一方で、物価高騰や混雑等の影響を理由に、行き先を京都から他の方面に変更する動きがあるとも一部で聞き及んでいる。

今後も修学旅行の行き先として多くの学校に京都を選んでいただくためには、京都を訪れる学校の詳細な動向や課題等を把握し、効果的な施策を検討・実施していく必要がある。

以上のことから、今後の施策立案のための検討材料とするため、「京都市修学旅行実態調査」として、京都を訪れる修学旅行生の動向や学校が感じる課題等について調査を行う。

### 2 業務の名称

京都市修学旅行実態調査 実施業務

### 3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### 4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
  - (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。
- ※ 本市の競争入札参加有資格者でない場合は、7(1)ア(ウ)に定める資料を提出すること。
- (3) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
  - (4) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
  - (5) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
  - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

### 5 募集期間

令和8年3月30日(月)～4月10日(金)の平日午前9時から午後5時まで

※ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

## 6 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 契約期間

契約日から業務完了日（令和9年3月を予定）まで

### (3) 委託金額の上限金額

金 8,900,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

### (4) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、原則として契約時に増額することは認めない。

また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ当協議会の承認を得ることとする。

## 7 応募手続等

### (1) 提出書類等

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 応募申請書（様式1） 1部

(イ) 企画提案書（任意様式） 4部（正本1部、副本（社名等を記入しないもの）3部）

様式は定めないが、仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する内容の企画提案書を提出すること。

企画提案書には、以下の事項については、全てを記載すること。

○業務の実施方針

○業務の実施手法

○業務従事（予定）者（所属・役職・業務経歴・同種又は類似業務実績等）

○過去5年間の同種又は類似業務の実績

※提出書類の様式は、A4版縦長横書き（図表等についてA3を用いることは可能。ただし、A4に折り畳むものとする。）にまとめるものとし、4部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

(ウ) 応募資格を満たすことを証明する書類 各1部

応募資格確認資料（本市の競争入札参加有資格者である場合は提出不要）

・誓約書（様式2）

・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・印鑑証明書

・納税証明書（国税、京都市税）

・調査同意書（水道料金・下水道使用料）

・使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

(エ) 見積書（任意様式） 4部（正本1部、副本（社名等を記入しないもの）3部）

※宛先は京都観光推進協議会とすること。

※提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時（必着）

ウ 提出先

下記(2)のとおり

エ 提出方法

持参又は郵送により、下記(2)へ提出期限まで（必着）に提出すること。

※郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなす。

## (2) 問合せ先及び提出先

京都観光推進協議会 担当：吉田

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階

（京都観光推進協議会内）

電話：075-744-1308 E-mail：kyoto\_tourism\_council@yahoo.co.jp

## (3) 仕様書等に対する質問期限

応募方法や委託業務の仕様内容等について質問がある場合は、質問書（任意様式）を持参若しくは郵送又は電子メールにより提出すること。口頭による質問は受け付けない。

なお、電子メールの場合は必ず電話での受信確認を行うこと。

ア 提出先

上記（2）の担当まで

イ 提出期限

令和8年3月30日（月）～4月3日（金）午前9時～午後5時

※ 期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月8日（水）までに京都観光推進協議会のホームページに公開することによって行う。

エ 本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4応募資格」を満たしている者とする。

## (4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(7) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(1) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(オ) 全ての提出書類は、返却しない。

## 8 提案の審査・選定等

### (1) 審査方法

当協議会が設置する選定委員会において、以下(2)に示す審査基準に基づき、企画提案書等の提出書類の審査により(必要に応じてヒアリングを行う。)総合的に評価し、受託候補者を選定する。

また、応募者が1者であった場合については、採点結果が一定点数以上(合計点が6割以上)であり、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

### (2) 審査基準

以下の1から6までの項目について、それぞれ記載する視点に基づき審査する。

	審査項目	配点	合計
1	<b>企画提案内容</b> ・仕様書を十分理解し、提案書の内容が論理的で説得力を持っているか。 ・京都市の修学旅行の実態を把握するための、効果的な提案がなされているか。 ・調査を適切に行う(的確な回答を得る、必要なサンプル数を確保する、的確な分析を行う)ための工夫があるか。	50点	100点
2	<b>業務実施体制</b> ・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。 ・業務従事(予定)者は、十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。 ・実施スケジュールは、効果的で適切なものとなっているか。	20点	
3	<b>実績</b> ・類似の事例に関わった実績・経験を有しているか。	10点	
4	<b>見積金額</b> ・企画に応じた見積金額となっているか。	5点	
5	<b>その他 評価</b> ・他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。	10点	

6	<b>京都市公契約基本条例との関係</b> ・京都市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。	5点	

(3) 選定

選定委員会の審査結果を踏まえて、採択提案を決定する。

(4) 通知

選定結果については、郵送で通知するとともに、ホームページ上にて参加した事業者及び合計点等を公表する。

(5) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と見積額の範囲内で交渉のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び提案書の内容を踏襲するものとする。

9 その他

- ・ 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市担当者と連絡調整を行うこと。
- ・ 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- ・ 本事業を通じて、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。